

内閣参質二〇八第一一一号

令和四年二月十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出医師・看護師・介護福祉士等の国家試験に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員牧山ひろえ君提出医師・看護師・介護福祉士等の国家試験に関する質問に対する答弁書

御指摘の「医師・看護師・介護福祉士等」の範囲が必ずしも明らかではないが、医師、看護師及び介護福祉士（以下「医師等」という。）の国家試験については、医師等が業務を行うに当たり必要な知識及び技能を担保するための国家試験であることを踏まえれば、仮に追加試験を実施する場合には、本試験と同等の質及び量を担保した試験問題により実施する必要があるが、これを短期間で作成し、試験を実施することは困難であること及び従来から心身の不調を理由とした追加試験は実施していないことを考慮すれば、令和四年の医師等の国家試験について、追加試験を実施することは困難であると考えている。